



## 遺言は相続人の合意で変更できる？

MUFG相続研究所 主任研究員 みわ 三輪  
そういち 壯一

日本では、遺言者が遺言書で指定した配分内容が、相続人の合意(分割協議)によって変更されることがある。遺言書の指定通りに配分すると税務上の問題や相続人間の争いを生じさせたりする場合等の止むを得ない場合に、相続人の遺産分割協議によって遺言書の配分を変えることがあるのである。

遺産分割協議により  
配分内容を変更



しかしながら、長年米国の相続手続きに従事してきた筆者にとって、遺言者の意思が相続人によって変更され得ることについて、少々違和感を覚えてきた次第である。遺言書は「自分の死後、財産をこの様に配分して欲しい。」という、遺言者の明確で強い意思表示であると思う。その意思は出来る限り尊重されるべきであり、たとえ何等かの支障があったとしても、簡単に覆してはならないものなのではないか…、と感じているからだ。

米国では、遺言書による配分の指定が相続人の合意によって変更されることは、まずあり得ない。「遺言者の意思は第一に守られるべきものである。」と考えられているからだ。したがって、日本で作成した分割協議書は米国ではなかなか理解してもらえず、場合によっては、「遺言書通り配分した後、相続人間で再配分が行われた。」として、贈与税が課せられる可能性もあるのだ。

もし、遺言書の指定によって不利益を被る相続人が出てきた場合は、米国では、州法の規定に基づく救済措置が取られることになる。いわゆる、日本の遺留分の様な形での救済だが、日本の遺留分とはかなり内容が異なっている。以下、米国の対応について簡単に説明致したい。

米国での遺留分は、「遺された配偶者の生活の最低保証を行う」という考え方が基本となっており、「子の生活の最低保証」という考えは原則取られていない。そして、配偶者の生活保証の内容は、州によってまちまちとなっている。例えば、日本の遺留分の様に、遺産の一定割合(3分の1から2分の1まで)を認めている州もあれば、一定の金額の配分を

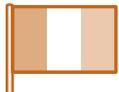


次ページへつづく▶

定めている州もある<sup>(注)</sup>。また、未成年の子がいる場合には受取額が変わったり、結婚後一定期間を経っていないと権利が得られなかったり、両親を亡くした未成年の子に対し一定の遺産額を保障したりする等、各州で内容が異なっている。いずれにしても、不利益を被る相続人の救済について、州毎にかなりきめ細かく検討して法律が定められている、との印象を受けるのだ。

(注)例えばニューヨーク州では、配偶者は、5万米ドルか正味資産の3分の1のいずれか多いほうの遺産を取得できる選択権(right of election)が認められている(NY EPTL Section 5-1.1-A(a)(2))。また、カリフォルニア州のような夫婦共有財産制度を採用している州では、婚姻後に取得した財産(相続などで取得したものは除く)はどちらか一方の単独名義であっても夫婦の共有財産とされ、遺された配偶者は当該財産に対して元々2分の1の所有権を持っていることになり、仮に遺産をもらわなくても夫婦共有財産の半分は自分のものとして確保される。

それでは、日本の相続制度と良く似ていると思われるフランスはどうだろうか？フランスの相続法をつぶさに調べた訳ではないが、遺言者の意思を尊重し、相続人の合意によって遺言書の内容が変更されることは、どうも行われていない様である<sup>(注)</sup>。

 遺言書の内容  
変更は行われて  
いない様子

(注)フランスの相続制度に詳しいK司法書士からのヒアリング。また、筆者が参照したフランスの公証人等のブログでは、「遺言による配分に不満が有る場合は、①遺留分減殺請求を行うか、②遺言無効の申立てを行う、の2つの方法がある。」と書かれており、分割協議による変更については書かれていなかった(フランスには日本と同様の遺留分制度がある)。



世界各国の相続制度や手続き、税務を網羅的に見た訳ではないので、一概に言うことは出来ないが、筆者は「相続人の合意によって遺言書の配分を変えられる。」とする日本の対応は、個人の意思を尊重する西欧諸国の方法とは異なるものではないか…、と感じているのである。

確かに日本では、この方法が採られることは、やむを得ない場合を含め珍しいことではなく、「米国流に遺言者の意思を極力尊重すべき」とした場合、かえって混乱をきたす虞もあるだろう。日本では、「個人の責任として、家族の為にしっかり検討して遺言書を書く」という習慣や文化はまだ定着しているとは言い難く、場合によっては「自分の感情の赴くままに遺言書を書いてしまった」というケースも排除できないだろう。また、相続に関する税務の知識がないまま書かれた遺言書に沿って配分を行うと、思わぬ税金がかかってしまう虞もあるだろう。

しかしながら、日本では、直ぐに分割協議に進むのではなく、遺言者の意思を出来る限り実現する方向で相続手続きを進める方が良いのではないか、という考えを筆者は拭い去ることが出来ないのである。やはり、遺言者の意思は極力尊重されるべきものであると考えるからだ。また、その遺言者の意思を確実に支障なく実現するためには、ほかならぬ遺言者自身が、遺言や相続関連の法律や税務等について正しい知識を持つことも重要である、と考える次第である。

